

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：関東建設工業株式会社
- 業者の住所：群馬県太田市飯田町1547OTAスクエアビル7F
- 2 指名停止措置期間：① 令和7年8月21日から令和7年10月20日まで
(2か月)
② 令和7年8月21日から令和7年9月20日まで
(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲：①東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県
群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
② ①以外の都道府県
- 4 事実概要
- 同社の営業部長らは、群馬県桐生市の発注工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売等妨害の罪で起訴されたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の6

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～5 略	
(競売入札妨害又は談合)	
6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人については、部局の所在する都道府県内の他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事の場合に限る。)が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第10号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴提起を知った日から当該ブロックについて2か月以上12か月以内、当該ブロック以外の全ブロックについて1か月以上12か月以内
7～14 略	